

私立幼稚園等緊急環境整備費補助事業 取扱要領

1 補助対象園

- (1) 学校法人立の私立幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園
- (2) 社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園

2 補助対象経費

教育の質の向上に必要な遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品及び大規模な工事を伴う設備整備を除く）

整備区分	補助対象となる物品等	補助対象とならない物品等
保健衛生用品	空気清浄機、サーキュレーター、サーモカメラ、体重計、身長計、座高計、保健用ベッド、加湿器、AED（自動体外式除細動器）、冷暖房用機器（据付けのエアコン（天吊り型を除く））など	<u>レンタル・リース機器等、マスク・消毒液・ハンドソープ・ペーパータオル等の消耗品</u>
遊具	すべり台、ブランコ、シーソー、ジャングルジム、雲梯、登り棒 など	据付けを超えるような <u>大規模な工事を伴う遊具</u>
運動用具	鉄棒、跳び箱、平均台、体育用マット など	園庭等の芝生化等、施設整備に類されるもの
教具	児童用机・いす、書棚・収納棚、ホワイトボード、辞典、紙芝居、絵本、積み木、ままごとセット、知育玩具類、楽器、園児が使用する電子機器（電子黒板、タブレット）、スライド教材、視聴覚教材 など	職員室、事務室等に配置し、 <u>教職員のみが使用する機器等</u>

※ 修繕費、設備整備に要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費、送料は補助対象外です。また、防犯カメラや関連機器についても、補助対象外です。

※ 幼保連携型認定こども園において、保育部分（0～2歳児クラス）のみで使用するものは対象外です。（詳しい説明はQAを参照してください。）

3 補助基準額等

- (1) 補助対象経費上限額（1園当たり） 1,800,000円（税込）

- (2) **補助対象経費下限額**

ア 1台につき50万円（税込）以上の遊具

イ 1個または1式につき10万円（税込）以上の運動用具・教具・保健衛生用品

※ 運動用具・教具・保健衛生用品における「一式」とは、公に配布されているカタログにてセットとしているものに限ります。

※ 保健衛生用品5万円、教具5万円 計10万円のような整備区分を超えた注文は「一式」に該当しないため、申請できません。

裏面もご確認ください

(3) 補助率

- | | |
|---------------------------|----------|
| ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 | 1 / 2 以内 |
| イ 上記以外の幼稚園 | 1 / 3 以内 |

4 留意事項

本事業では、**交付決定前の事業着手は補助対象外となりますのでご注意ください。**
短期間での事業の実施が可能な場合のみご申請ください。

5 今後のスケジュール（予定）

- ・令和 7 年 10 月 交付申請書の提出
- ・令和 7 年 11 月下旬 補助金交付決定
- < 3 月末までに事業実施（発注・契約・購入・納品・支払い） >
- ・事業完了から 30 日以内 実績報告書の提出（最終提出期限 令和 8 年 3 月 31 日）
- ・令和 8 年 6 月末まで 消費税仕入控除税額報告書の提出期限

※ 状況により時期が前後する可能性がありますので、ご承知おきください。

※ **令和 8 年 3 月末日までに事業が完了しない場合や、領収書等の添付書類により補助事業の履行確認ができない場合は、補助金の支払いができません。**